

みんなで創り育む 協働のまちづくり

自治基本条例が10月からスタート!



10月から施行されます「自治基本条例」は、まちづくりの基本的な理念やルールを定めたものです。内容は、当たり前のことかもしれません、もっと住みやすく、活力のある町にしていくための大変なルールです。

この条例が皆さんにとって身近なものとしていたいだくため、目的や原則などについて紹介します。

【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222



公式サイト

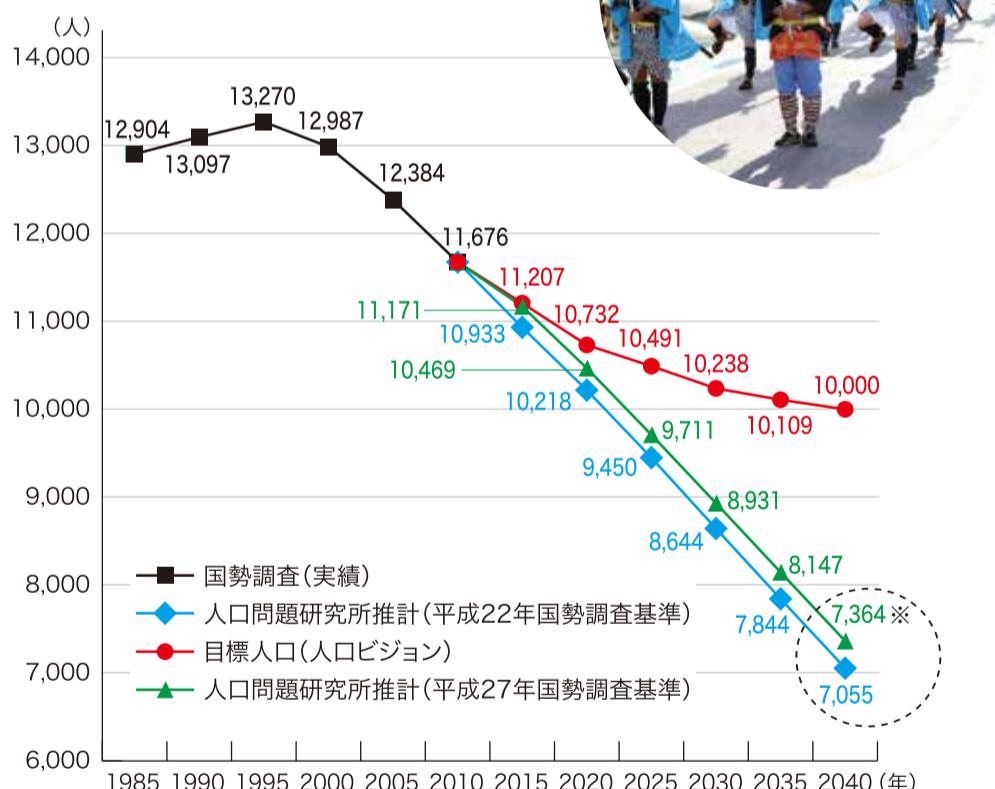
郷土愛とまちづくりに対する想いが詰まった条例の前文（以下に、全文紹介）と、各主体の役割や基本原則（次ページ参照）を紹介します。

自治基本条例は、町のルール（条例）の中でも、最高規範として位置付けられるものです。

この条例では、「町民主体のまちづくり」を基本理念に据え、取り組みにおける基本原則として「情報共有」「参加」「協働（連携・協力）」を定めています。また、まちづくりの主体である「市民」「議会」「行政」における権利や役割、そして、地域における活動の推進や支援に関するることを規定しています。

全27条で構成するこの条例は、審議会をはじめ、パブリックコメントや講演会、地域説明会などを通じて町民の皆さんから多くのご意見を頂き、町議会でも慎重な審議のうえ創られた、まさに協働（連携・協力）から生まれた大事なルールとなります。

▼将来人口について
平成27年の国の推計によると、2040年における松田町の人口は7,364人（※平成22年の推計より309人改善）ですが、本町ではさまざまな取り組みを通じて10,000人を維持する目標を立て、人口減少抑制策を実施しています。



協働から生まれたルール

自治基本条例は、町のルール（条例）の中でも、最高規範として位置付けられるものです。

わたくしたちのまち松田町は、世界遺産である富士山を望み、丹沢山系を源にする酒匂川などの清流と豊かな緑に恵まれ、古来より交通の中心として繁栄をしてきたまちです。先人たちが守り続けてきた豊かな自然、培われてきた文化・芸能、育ててきた伝統や産業を後世に引き継いでいかなければなりません。



わたくしたちは、松田町民憲章（平成元年5月15日制定）に掲げる、うるおいのあるまち、文化の香



り高いまち、活力にあふれるまち、平和に満ちた心のかよいあうまち、愛の輪が広がるまちをつくることを目指し、自らの意思と責任に基づいて、次世代を担う子どもたちを育む、未来に向かって知恵を出し、語り合い、みんなで力をあわせてまちづくりを進めていきます。そして、わたしたちは、誰もが安心して安全に暮らすことができ、住んでいて幸せと感じるまち、誇りの持てるまち、おもてなしの心を持ったまちづくりを進めていきます。そのため、松田町のまちづくりの最高規範として、この松田町自治基本条例を制定します。

●条例前文 「ふるさと松田」を未来へツナグ！